

埼玉県公安委員会告示第294号

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第2条の表の5の項の上欄の規定により、埼玉県公安委員会が認める交通誘導警備業務は、次の表の左欄に掲げる路線に応じ、同表の右欄に掲げる区間において行うものとし、平成20年1月15日から施行する。

平成19年7月13日

埼玉県公安委員会委員長 由 木 義 文

路線	区間
1 一般国道4号	埼玉県内の全域
2 一般国道16号	同上
3 一般国道17号	同上
4 一般国道122号	同上
5 一般国道125号	同上
6 一般国道140号	同上
7 一般国道254号	同上
8 一般国道298号	同上
9 一般国道299号	同上
10 一般国道407号	同上
11 一般国道463号	同上
12 県道熊谷小川秩父線	同上
13 県道川越日高線	同上
14 県道飯能寄居線	同上
15 県道松伏春日部関宿線	同上
16 県道深谷東松山線	同上
17 県道越谷流山線	同上
18 県道松戸草加線	同上
19 県道野田岩槻線	同上
20 県道羽生栗橋線	同上
21 県道さいたま川口線	同上

路線	区間
22 県道さいたま栗橋線	埼玉県内の全域
23 県道さいたま菖蒲線	同上
24 県道川越栗橋線	同上
25 県道さいたま草加線	同上
26 県道さいたまふじみ野所沢線	同上
27 県道さいたま幸手線	同上
28 県道加須幸手線	同上
29 県道越谷鳩ヶ谷線	同上
30 県道越谷八潮線	同上
31 県道鴻巣桶川さいたま線	同上